

# 日本ジオパークネットワーク表彰要綱

2013年7月30日理事会決定

2017年4月21日理事会決定

## 1 目的

この表彰は、日本におけるジオパーク活動の普及発展に寄与し、その貢献が特に顕著な個人もしくは団体を顕彰することを目的とする。

## 2 被表彰者

日本におけるジオパーク活動の普及発展に寄与し、その貢献が特に顕著な個人もしくは団体であって、次の各号のいずれかに該当したものについて、日本ジオパークネットワーク理事会が顕彰することを適当と認める者。

- (1) 地域振興に顕著な功績があった者
- (2) 教育活動に顕著な功績があった者
- (3) 保護、保全に顕著な功績があった者
- (4) 防災教育に顕著な功績があった者
- (5) 多額の私財を寄附した者
- (6) 功労者としてその職務に精励し、他の模範である者
- (7) 本団体の名誉を高め、その功績が顕著で尊敬の的として仰がれる者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた善行又は功績があつて表彰することが適当と認める者

## 3 表彰者

日本ジオパークネットワーク理事長

## 4 表彰の内容

表彰状、感謝状又は特別功労賞と記念品等

## 5 時期

日本ジオパークネットワーク全国大会等

## 6 手続

日本ジオパークネットワーク理事会もしくは各会員が候補となる個人又は団体を推薦するものとし、これらの者のうちから日本ジオパークネットワーク理事会が被表彰者を決定する。

## 7 その他

この要綱に定めるもののほか表彰に係る必要な事項は、理事長が別に定める。